

# 放射性物質による環境の汚染の防止のための 関係法律の整備に関する法律案

## 背景

○従来、環境基本法は、放射性物質による大気汚染等の防止のための措置について、原子力基本法やその関係法律の枠組みの中で適切に処理されることを前提として、これらの法律に対応を委ねていた。

○しかし、平成23年の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が一般環境中に放出。



○環境法体系の下で放射性物質による環境の汚染の防止のための措置を行うことができることを明確に位置づけるため、平成24年通常国会において成立した原子力規制委員会設置法の附則により、環境基本法について、放射性物質による大気等の汚染の防止について原子力基本法等に対応を委ねている規定が削除された。

○一方、個別環境法は、未だ、放射性物質による環境の汚染の防止のための措置についてその適用を除外とする規定(適用除外規定)を有した状態となっている。

## 改正内容

放射性物質による環境の汚染を防止するため、放射性物質に係る適用除外規定を有する大気汚染防止法等の関係法律について、当該規定を削除し、放射性物質による大気汚染に係る常時監視を行うこととする等、放射性物質による大気汚染等の防止措置を原子力基本法等に委ねる旨の環境基本法第13条の規定が原子力規制委員会設置法附則第51条の規定により削除されたことを踏まえた所要の措置を講ずる。

### <大気汚染防止法、水質汚濁防止法>

放射性物質による大気汚染及び水質汚濁に係る適用除外規定を削除するとともに、放射性物質による大気汚染及び水質汚濁に係る常時監視の規定を設ける。

### <環境影響評価法、南極地域の環境の保護に関する法律>

放射性物質による環境汚染に係る適用除外規定を削除し、環境影響評価手続及び南極地域活動計画の確認を始めとする措置の対象に放射性物質による環境への影響を含める。

※なお、以上に掲げる法律以外の放射性物質による環境汚染に係る適用除外規定を有する個別環境法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土壌汚染対策法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律等)については、放射性物質汚染対処特措法との関係や施行状況などを踏まえた検討が必要であることから、同法の見直し規定も踏まえて、別途検討することとする。

## 施行期日

大気汚染防止法、水質汚濁防止法: 公布の日から6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日  
南極地域の環境の保護に関する法律: 公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日  
環境影響評価法: 公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

(法 律)

- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(五一二)
- 総合特別区域法の一部を改正する法律(五三三)
- 災害対策基本法等の一部を改正する法律(五四)
- 大規模災害からの復興に関する法律(五五)
- 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(五六)
- 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(五七)
- 大気汚染防止法の一部を改正する法律(五八)
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律(五九)
- 放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律(六〇)

(政 令)

- 財務省組織令の一部を改正する政令(一八五)
- 一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令(一八六)

五 五 五 三 三 三 三 八

(府 令)

- 災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(一八七)
- 東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令(一八八)

五 五 五

本号で公布された  
法令のあらまし

◇一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(法律第五二号)(総務省)

1 五五歳を超える一般職の国家公務員について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととした。(第八八条関係)

2 この法律は、平成二十六年一月一日から施行することとした。

◇総合特別区域法の一部を改正する法律(法律第五三三号)(内閣官房)

1 国有財産法の特例措置の追加

内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内において、当該認定を受けた指定地方公共団体が、普通財産である建物等であつてその売却につき買受人がないこと等の要件に該当するものの譲渡を受けて、先端的な研究開発を推進するために必要な施設を整備する事業の用に供しようとする場合には、当該認定を受けた指定地方公共団体に当該建物等を譲与することができるものとする(第一九条の二関係)

2 海上運送法の特例措置の追加

内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内において開催される国際会議等に参加する者の運送を主たる目的として行う旅客不定期航空事業については、旅客不定期航空事業者の禁止行為に係る規定は、適用しないものとする(第一九条の三関係)

3 酒税法の特例措置の追加

特産酒類の製造事業に係る酒税法の特例に関するし、果実酒又はリキュールに使用することができる原料の追加を行うこととした。(第四七条関係)

4 税制の特例措置の拡充

国際戦略総合特別区域内において特定国際戦略事業の用に供する施設又は設備の新設又は増設に係る課税の特例に関し、対象に器具及び備品を追加することとした。(第二六条関係)

5 国際戦略総合特別区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加等

(一) 指定地方公共団体は、必要と認めるときは、国際戦略総合特別区域計画に、構造改革特別区域法に規定する特定事業、規制の特例措置の内容等を記載することができることとした。(第一四条の二第一項関係)

(二) 内閣総理大臣は、(一)の記載のある計画について認定の申請があつた場合において、総合特別区域基本方針等に適合するものであると認めるときは、計画の認定をするものとする(第一四条の二第二項関係)

(三) (二)の認定を受けた計画(一)の記載に係る部分に限る)については、当該認定を構造改革特別区域法に規定する認定とみなして同法に規定する規制の特例措置を適用するものとする(第一四条の二第三項関係)

6 地域活性化総合特別区域計画に関し、5と同様の措置を行うこととした。(第三七条の二関係)

7 構造改革特別区域法に同種の定めのある規制の特例措置を削除することとした。(第四六条、第五二条関係)

8 道路運送車両法の特例措置の追加

内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内において、農業を営む者が使用するものとして当該認定を受けた地方公共団体の長の指定を受けた家用貨物自動車の使用者が、指定点検整備事業者の交付した点検整備済証を添付して当該家用貨物自動車の自動車検査証の有効期間の伸長を申請した場合には、一年を限り、当該自動車検査証の有効期間を伸長するものとする(第二二条の二関係)

9 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

九 小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止  
小規模企業者等設備導入資金助成法を廃止することとした。

一〇 施行期日等

1 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。(附則第二条、第二四条関係)

2 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇大気汚染防止法の一部を改正する法律(法律第五八号)(環境省)

1 特定粉じん排出等作業の実施の届出

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(以下「特定工事」という。)の施工者から特定工事の発注者(建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者という。以下同じ。)又は自主施工者に変更することとした。(第一八条の一五第一項関係)

2 解体等工事に係る調査及び説明等

(一) 解体等工事の受注者(他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。以下同じ。)は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果等について説明することとした。(第一八条の一七第一項関係)

(二) 解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う(一)の調査に協力しなければならぬこととした。(第一八条の一七第二項関係)

(三) 解体等工事の自主施工者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うこととした。(第一八条の一七第三項関係)

(四) 及び(三)の調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、当該調査の結果等を掲示しなければならないこととした。(第一八条の一七第四項関係)

3 報告及び検査  
都道府県知事等は、解体等工事の発注者若しくは受注者若しくは自主施工者に対し、解体等工事に係る建築物等の状況等の報告を求め、又はその職員に、解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等を検査させることができることとした。(第二六条第一項関係)

4 経過措置等

(一) この法律の改正に伴う所要の経過措置を整備することとした。(附則第二条、第四条関係)

(二) この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律(法律第五九号)(農林水産省)

1 法の有効期限の延長  
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の有効期限を平成三五年六月三〇日まで延長し、同法は、同日限り、その効力を失うものとした。(附則第二条関係)

2 定義の追加  
この法律において「高度化基盤整備」とは、製造過程の管理の高度化を行う前にその基盤となる施設及び体制を整備することをいうものとした。(第二条第三項関係)

3 基本方針の記載事項の追加等

(一) 厚生労働大臣及び農林水産大臣が定める製造過程の管理の高度化に関する基本方針においては、高度化基盤整備に関する基本的な事項を定めるものとした。(第三条第二項関係)

(二) (一)の基本方針は、食品の製造又は加工の過程における衛生管理及び品質管理に関する国際的動向を踏まえ、製造過程の管理の高度化が国内で製造され、又は加工される食品の輸出の促進に資することとなるよう配慮して定めるものとした。(第三条第三項関係)

4 高度化基盤の記載事項の追加  
厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定する法人が作成する製造過程の管理の高度化に関する基準(以下「高度化基準」という。)には、高度化基盤整備の内容に関する基準を記載しなければならないものとした。(第四条第二項関係)

5 高度化基盤整備計画の認定等

(一) 食品の製造又は加工の事業を行う者は、その製造し、又は加工しようとする食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに、高度化基盤整備に関する計画(製造過程の管理の高度化に関する計画の認定を受けることができるものを除く。以下「高度化基盤整備計画」という。)を作成し、これを4の指定を受けた法人に提出して、当該高度化基盤整備計画が高度化基準に適合するものである旨の認定を受けることができるものとした。(第八条第一項関係)

(二) 高度化基盤整備計画には、高度化基盤整備の目標並びに内容及び実施時期を記載しなければならないものとした。(第八条第二項関係)

(三) その他高度化基盤整備計画の変更及び取消しに関し所要の規定を設けるものとした。(第九条関係)

6 株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け

株式会社日本政策金融公庫は、5の(一)の認定を受けた者であつてその行う事業が農林畜産物の取引の安定に資すると認められるものに対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて高度化基盤整備計画に従つて高度化基盤整備を行うのに必要な製造・加工施設の取得等に必要なもの(他の金融機関が融通することを困難とするものであつて、その償還期限が一〇年を超えるものに限る。)の貸付けの業務を行うことができるものとした。(第一〇条第一項関係)

7 指定認定機関の業務の追加に伴う規定の整備

4の指定を受けた法人が高度化基盤整備計画の認定の業務を行うことに伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第一三条、第一五条、第一九条及び第二二条関係)

8 施行期日  
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとした。ただし、1の改正規定は、公布の日から施行するものとした。

◇放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律(法律第六〇号)(環境省)

一 大気汚染防止法の一部改正関係

1 放射性物質による大気の汚染及びその防止については適用しないこととする規定を削除した。(第二七条関係)

2 環境大臣は、放射性物質による大気の汚染の状況を常時監視し、その状況を公表することとした。(第二二条第三項、第二四条第二項関係)

二 水質汚濁防止法の一部改正関係

1 放射性物質による水質の汚濁及びその防止については適用しないこととする規定を削除した。(第二三条関係)

2 環境大臣は、放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視し、その状況を公表することとした。(第一五条第三項、第一七条第二項関係)

三 南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正関係

放射性物質による南極地域の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染並びにそれらの防止のための措置については適用しないこととする規定を削除した。(第二四条関係)

四 環境影響評価法の一部改正関係  
放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染については適用しないこととする規定を削除した。(第五二条関係)

五 施行期日等

1 この法律の施行に伴う所要の経過措置を設けることとした。

2 関係法律について所要の改正を行うこととした。

3 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、第三は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、第四は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

(政令への委任)  
第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

厚生労働大臣 田村 憲久  
農林水産大臣 林 芳正  
内閣総理大臣 安倍 晋三

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年六月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第六十号

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律

(大気汚染防止法の一部改正)

第一条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「大気の汚染」を「環境省令で定めるところにより、大気の汚染(放射性物質によるものを除く。第二十四條第一項において同じ。)」に改め、同条第二項中「都道府県知事は」の下に、「環境省令で定めるところにより」を加え、同条に次の一項を加える。

3 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質(環境省令で定めるところに限る。第二十四條第二項において同じ。)による大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。

第二十四條中「都道府県知事は」の下に、「環境省令で定めるところにより」を加え、同条に次の一項を加える。

2 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質による大気の汚染の状況を公表しなければならない。

第二十七條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とする。

第二十八條の二第三号中「第二十七條第四項」を「第二十七條第三項」に改める。

第三十一條の二中「第二十二條」を「第二十二條第一項及び第二項」に改める。

(水質汚濁防止法の一部改正)  
第二十一條 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「都道府県知事は」の下に「環境省令で定めるところにより」を、「汚濁」の下に「(放射性物質によるものを除く。第十七條第一項において同じ。)」を加え、同条第二項中「都道府県知事は」の下に「環境省令で定めるところにより」を加え、同条に次の一項を加える。

3 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質(環境省令で定めるところに限る。第十七條第二項において同じ。)による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。

第十七條中「都道府県知事は」の下に、「環境省令で定めるところにより」を加え、同条に次の一項を加える。  
2 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表しなければならない。

第二十三條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第二項の表第一号」を「第一項の表第一号」に改め、同項を同条第五項とする。

第二十四條の二第三号中「第二十三條第四項」を「第二十三條第三項」に改める。  
第二十八條の二中「第十五條」を「第十五條第一項及び第二項」に改める。

(南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正)  
第三条 南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

(環境影響評価法の一部改正)  
第四条 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二條の見出しを「(適用除外)」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日  
二 第四條、次条及び附則第七條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(環境影響評価法の一部改正に伴う経過措置)  
第二条 第四條の規定による改正後の環境影響評価法(以下この条において「新法」という。)の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第二十七條(新法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による公告又は新法第三十一條第三項(新法第三十二條第三項において準用する場合及び新法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)若しくは第三十二條第三項において読み替えて準用する新法第三十一條第一項(新法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する公告が行われる事業について適用し、その他の事業に係る環境影響評価その他の手続については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。  
別表第一大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の項中「第二十二條」を「第二十二條第一項及び第二項」に改め、同表水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)の項中「第十五條」を「第十五條第一項及び第二項」に改める。

(瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正)  
第五条 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「第二十三條第三項から第五項まで」を「第二十三條第二項から第四項まで」に改め、同条第三項中「第二十三條第三項」を「第二十三條第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

(湖沼水質保全特別措置法及び特定水道利水障害の防止のための水道水源水質の保全に関する特別措置法の一部改正)  
第六条 次に掲げる法律の規定中「第二十三條第五項」を「第二十三條第四項」に改める。  
一 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十二條第三項  
二 特定水道利水障害の防止のための水道水源水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第十六條第四項

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)  
第七条 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第七十二條第一項中「第五十二條第二項」を「第五十二條第一項」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
総務大臣 新藤 義孝  
環境大臣 石原 伸晃